

令和 6 年度八千代市決算に基づく
健全化判断比率審査意見書

八 千 代 市 監 査 委 員



八 監 第 2 1 2 号

令和 7 年 8 月 1 8 日

八千代市長 服 部 友 則 様

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 霞 晴 久

八千代市監査委員 塚 本 路 明

令和 6 年度八千代市決算に基づく健全化判断比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度八千代市決算に基づく実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので，次のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度八千代市決算に基づく 健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

令和 6 年度決算に基づく実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 7 年 7 月 2 8 日から同年 8 月 1 8 日まで

第 3 審査の方法

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の審査に当たっては，その算定の基礎となる計数は正確であるか，また，算定の方法は関係諸法規に適合しているか等の諸点に留意し，関係諸帳簿，証書類等を照合するとともに，関係職員の説明を聴取した上で実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも法令に準拠して作成されており，計数は正確であり，適正に作成されているものと認められた。

第5 審査の概要

令和6年度決算に基づく健全化判断比率の概要は、次表のとおりである。

(単位：％)

区分	健全化判断比率		早期健全化基準
	令和6年度	令和5年度	
実質赤字比率	－	－	11.50
連結実質赤字比率	－	－	16.50
実質公債費比率	6.4	6.6	25.0
将来負担比率	6.8	2.8	350.0

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字になっていることから、当該比率が生じないため「－」で表示している。
- 2 早期健全化基準とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号に規定する基準であり、当該基準以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないものとされている。

第6 審査の意見

令和6年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支及び連結実質収支が黒字であったため、いずれも該当がなかった。実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っていることが認められた。